

IRだより

～ I R（INSTITUTIONAL RESEARCH）の“今”を分かり易くお届け～

研究年報2023、 学生支援年報2023年度 も完成

11月中旬に研究機構が制作した「研究年報2023」が、12月中旬に学生生活支援機構が制作した「学生支援年報2023年度」がそれぞれ完成しました。



研究年報2023

なお、これらの年報につきましても、Web版が作成され、研究年報については既に本学ウェブサイト上に掲載されております。

・研究年報

<https://www.ompu.ac.jp/research/of2vmg000000pvv4.html>



編集後記

「IRだより」第14号は、第1面では、教育年報、研究年報、学生支援年報の完成、薬学分野別認証評価結果速報、第2面では中教審の答申案についてお届けしました。

次号第15号は4月のお届けを予定しております。

IRだより 2025年1月号（第14号）

発行年月日：2025年1月1日

発行者：大阪医科薬科大学

編集：大阪医科薬科大学IR室

教育年報（2023年度）完成

—Web版も間もなく公開開始—

かねてより制作を進めておりました教育年報（2023年度）が、12月上旬に無事完成致しました。



教育年報（2023年度）

教育年報は、教育の質保証機能強化の一環として2021年の大学統合を機に発刊し、アセスメントポリシーに沿って、その各項目について、PDCAサイクルが機能していることを検証するもので、今回は2023（令和5）年度の実績に基づいて作成されました。

A4版144頁で、1月中旬までに、PDF版を関係各位に配信すると共に、教学に関わる部署に冊子版を配付致しました。

また、合わせましてWeb版も2022年度と2023年度分を作成し、本学ウェブサイト上に間もなく公開を開始致します。

なお、作成にご協力いただきました各学部教員及び事務担当者の皆様には、御礼を申し上げますと共に今後ともご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

薬学分野別認証評価結果速報

薬学部では今年度、大学統合後初めての分野別認証評価を受審しました。2023年度の学部の教育活動全般について薬学自己点検・評価委員会を中心に点検評価を行い、学部間協議会でも確認いただいた上で、2024年4月に自己点検・評価書を提出し、10月23日（水）及び24日（木）に機構の調査チームによる訪問調査を受けました。1月7日（火）に評価報告書（評価委員会案）が届いており、大きな問題点はないようですが、いくつか「助言」「改善すべき点」の指摘を受ける見込みです。この後、1月21日（火）必着で、

・数値および固有名詞などの誤記・誤字の有無

・事実誤認に基づく不適当な記述の有無

について、「意見申立書」を提出し、3月に正式な評価報告書が届く予定です。「改善すべき点」として、現時点では主に学修成果の評価のあり方について改善の指摘を受けており、今後3年間で改善に取り組み、機構へ対応状況を報告することとなります。また例えば「教育年報」をHPで公開することが望ましいという「助言」については、訪問調査時にも指摘がありましたので、11月の学部間協議会で審議の上、今年度からHPへの掲載を決定するなど、迅速に対応を進めています。

中教審「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」（答申【案】）を公表

文部科学省中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会は、令和6年12月4日、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」の答申案を公表しました。骨子は前号でご紹介した中間まとめから大きくは変わりませんが、以下に今回の答申案で新たに加筆修正された部分の概要をご紹介します。

今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

①学修者本位の教育の更なる推進

ア．学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

- ・入学後に興味関心を持つ学問分野が変わる者も少なからずおり、学修者の志向に応じ可能性を最大限伸長する観点からレイトスペシャライゼーションの取組を進めることも重要。
- ・「出口における質保証」の観点から、学生に対する厳格な成績評価や卒業認定を実施することが必要。成績が不十分な学生には進級・卒業を認めないことや、成績優秀者に対する表彰制度を設けることなども求められる。

イ．新たな質保証・向上システムの構築

- ・新たな認証評価制度は、単に評価基準に対する適合・不適合を判定するのではなく、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示すなど、多様で高度な研究活動にも裏打ちされた高等教育による付加価値を明確化し、国民に分かりやすく公表し社会的な評価の一層の促進を図り、教育の質が十分に担保されない機関には縮小、撤退を促す仕組みとすることが望ましい。

③大学院教育の改革

公平・公正を前提としつつ、社会人や学外からの進学も促進されるような多様な入学者受入れの取組が重要である。

当面は、多くが修士卒で就職を希望する自然科学系については、博士課程進学者の増加を、また、多くが学部卒で就職を希望する人文・社会科学系については、修士課程進学者の増加を図ることが求められる。

ア．質の高い大学院教育の推進

- ・大学院進学者を増やす上では、体系的な教育課程を編成することで、学士課程から博士課程まで縦の連続性の向上を図るとともに、多様な学生の受入れを増やす上では、転学・編入学・復学を柔軟にすることで、横の流動性を促進することも求められる。

イ．幅広いキャリアパスの開拓推進

- ・学位取得を目指す課程においては、長期履修制度はもとより、学位の質保証に留意しつつ、早期修了制度を積極的に活用することで、意欲と能力のある社会人が1年で修士の学位取得を可能とすることや、意欲と能力に加え一定の研究実績を有する社会人が1年で博士の学位取得を可能とすることなど、ニーズに応じた工夫を積極的に進めていくべきである。

⑤情報公表の推進

- ・留学生や社会人を含めた多様な進学希望者が自らの目的に合う大学を選ぶことができるようにするためには、各高等教育機関の情報公表をより進めていくことが必要である。
- ・設置者別ではない新たなプラットフォーム（新プラットフォーム（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要である。
- ・学修者や進学希望者が、各高等教育機関の教育力を把握するに当たって、どのような情報が必要であるかという観点から公表項目を検討していくことも必要である。

（2）高等教育全体の「規模」の適正化

今後、超過供給状態により適切な高等教育機会の提供ができなくなるおそれがあり、設置基準や審査の在り方においても、経営の観点から安易な設置を抑制するよう、抜本的な見直しを行う必要がある。

①高等教育機関の機能強化

- ・高等教育機関間での連携を支えるためには、入学者選抜、留学や就職、厚生補導、図書、教務の一部等の機能を柔軟に共有することも必要である。なお、大学間連携の取組の推進に当たっては、学生募集で競合関係にある実態も踏まえた仕組みを講じることが必要である。

②高等教育全体の規模の適正化の推進

- ・新たな大学・学部等の設置については、今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれるという高等教育全体を取り巻く劇的な変化に的確に対応する必要があるため、国の施策においては、設置認可審査から撤退の支援まで一貫した取組が求められる。
- ・設置認可については、これまで以上に、教学面の質の高さや社会的な必要性を求め、経営面においては財産保有要件や私学助成交付要件の厳格化を図るなど、抜本的な見直しを図る
- ・経営・教学面に一定の質が確保できない大学には、学生保護の観点から、縮小、撤退を進める必要があり、その仕組みの構築が求められる。学生保護の観点からは、全体の規模を円滑に適正化していくとともに、急な破綻を避けるための取組や破綻した場合の手続きや取扱いについて必要な仕組みを構築していくことが重要である。

（3）高等教育への「アクセス」確保

①地理的観点からのアクセス確保

ア．地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築

- ・学びの領域を残すことに固執して、地域における高等教育機関の収容定員を人口減少に合わせて一律に縮小すると、定員が充足しても経営基盤が脆弱になる高等教育機関が多数出ることとなる。各高等教育機関が持つ強みや特色を生かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、まずは、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が重要である。そのために、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体（地域大学等構想推進プラットフォーム（仮称））を構築することが必要である。
- ・このような協議体の構築は、原則として地域の全ての高等教育機関を含む関係機関が参加することが望ましい。また、これらの仕組みを促進するためには、設置認可審査や財政支援等に当たって協議体での議論の内容を考慮することも必要である。
- ・その上で、強い当事者意識を持った大学間連携の取組や実効性ある産学官金連携による取組を推進するため、大学等連携推進法人制度を発展させた「地域大学等連携推進機構（仮称）」の活用を行うとともに、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援を行うことで、地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保のための取組を進めることが必要である。

イ．都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進

- ・大学進学希望者に対する大学入学定員（大学進学者収容力）が100%を超える東京都や京都府のような大都市圏では、学士課程定員の縮減により教育の質を高めようとする大学の取組を支援することで、大学進学者収容力の都道府県格差の縮小を目指す必要がある。
- ・一定の学士課程定員の規模縮小をしつつ社会人や留学生を抜本的に増加する大学、学内資源を学部から大学院へシフトする大学、質の向上と連動し規模縮小を実施する大学等に対する支援を行う必要がある。
- ・国内留学の促進やサテライトキャンパスの設置、キャンパス移転の支援等を行うことで、地方との交流や地方移転を促進することも考えられる。他方で、大学進学者収容力が100%未満の道県においては、地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築が必要である。

・急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申【案】）

https://www.mext.go.jp/content/20241204_mxt_koutou02-000039056_2.pdf



・急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申案）要旨

https://www.mext.go.jp/content/20241204_mxt_koutou02-000039056_3.pdf

